

成年後見人等に係る送付先届の添付書類について

「成年後見人等に係る送付先届」に記入のうえ、下記の書類を御準備ください。

☐登記事項証明書の写し

（補助人・保佐人・任意後見人の場合は、当該行為の代理行為目録を含む）

☐成年後見人等の本人確認書類の写し

（マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・資格確認書等）

※法人が成年後見人等になっている場合は、下記の書類もご準備ください。

☐事務者が法人に所属していることの証明書

（社員証、委任状等）

◆郵送の場合や代理人による手続の場合でも、必要書類は同じです。

◆税については、財政部窓口での手続が別途必要です。

財政部窓口 ： 財政部住民税課 （本庁舎2階 3番窓口）

042-620-7219（直通）

【注意】

この依頼は、成年後見人等に係る送付先届で、住所・世帯主・納税義務者を変更するものではありません。

住所地に居住実態がない場合（施設、病院、親族・親類宅等にて生活が続く場合等）には、居住実態調査の対象になり、職権により住民票が消除されることがあります。住民票が消除された場合、様々な市民サービス（介護保険や医療保険等）が利用できなくなります。

住所異動に関する手続きや御相談は、市民課窓口もしくは電話にてお問い合わせください。（市民課 窓口・郵送担当 電話：042-620-7232）